

令和 8 年 3 月 5 日  
午後 1 時 3 0 分 ~  
災害対策本部室

## 令和 7 年度 品川区防災会議 次第

司会 災害対策担当部長

### 1 開 会

2 会長挨拶 品川区長 森澤 恭子

### 3 議 題

- (1) しながわ防災区民憲章の制定について 【資料 1】
- (2) 地区防災計画の作成状況について 【資料 2】
- (3) 品川区地域防災計画（本冊・別冊資料）の修正について【資料 3・4】
  - ① しながわ防災区民憲章の制定に伴う「総則」の修正
  - ② 「地区防災計画の作成支援」の修正
  - ③ 「区民への情報伝達体制」の修正
  - ④ 土砂災害（特別）警戒区域の修正
  - ⑤ 災害時協定一覧の修正
  - ⑥ その他の修正

### 4 報告事項

- (1) 令和 7 年度の主な取組
  - ① 地区総合防災訓練の実施結果について 【資料 5】
  - ② 9 月 1 1 日の大雨について 【資料 6】
  - ③ 「LINE 避難者把握システム」の導入について 【資料 7】
- (2) 令和 8 年度の主な事業予定
  - ① 感震ブレーカー助成事業 【資料 8】
  - ② 避難者の環境改善取組事業 【資料 9】
  - ③ しながわ防災区民憲章の制定 【資料 10】
- (3) 令和 8 年度に向けた動き
  - ① 新たな防災気象情報の運用について（気象庁） 【資料 11】
  - ② 首都直下型地震の被害予想について（内閣府参考） 【資料 12】

## 5 その他

品川区防災会議・国民保護協議会委員の委嘱について【資料13】

## 6 閉 会

### 配付資料

- [資料1] しながわ防災区民憲章の制定について
- [資料2] 地区防災計画の作成状況について
- [資料3] 品川区地域防災計画（本冊・別冊資料）の修正について
- [資料4] 品川区地域防災計画 その他の修正
- [資料5] 令和7年度地区総合防災訓練の実施結果について
- [資料6] 9月11日の大雨について
- [資料7] 「LINE避難者把握システム」の導入について
- [資料8] 感震ブレーカー助成事業
- [資料9] 避難者の環境改善取組事業
- [資料10] しながわ防災区民憲章の制定
- [資料11] 新たな防災気象情報の運用について（気象庁）
- [資料12] 首都直下型地震の被害想定について（内閣府参考）
- [資料13] 品川区防災会議・国民保護協議会委員の委嘱について

## 「しながわ防災区民憲章」の制定について

### 1. 制定目的

区民一人ひとりの防災意識を高め、公助の取組と併せ、自助・共助の重要性を再認識し、次世代へと引き継いでいく決意について区民とともに共有すべく、東日本大震災から15年を迎える令和8年3月11日に「しながわ防災区民憲章」を制定する。

### 2. これまでの取り組み

有識者との座談会の実施（7月7日開催）

デジタルプラットフォームを活用した意見収集（9月～11月） : 39件

防災ワークショップ等の実施

- ・9月～11月実施の総合防災訓練などでのアンケートの実施 : 259件
- ・9月27日「ふくしまつり」での直接アンケートの実施 : 73件
- ・11月14日しながわ防災学校にて外国人向けワークショップの実施 : 24件
- ・12月1日品川女子学院の学生と防災区民憲章ワークショップ実施 : 103件
- ・2月6日公募型の素案に対するワークショップの実施 : 51件

防災区民組織本部長へのアンケートの実施（11月20日～12月3日） : 187件

素案に対するパブリックコメントの実施（1月21日～2月9日） : 36件

立正大学、清泉女子大学の教授による校閲 : 2件

延べ意見数：774件

### 3. しながわ防災区民憲章（案）・行動指針（案）

別紙1「しながわ防災区民憲章」のとおり

※区民アンケートやワークショップ等での意見をAI分析し、足し合わせたものを素案とした。（参考「しながわ防災区民憲章（素案）」）また、パブリックコメントでの意見反映し、作成した。別途、憲章についてより具体的な行動につなげるための行動指針も作成した。（別紙2「しながわ防災区民憲章」行動指針）

### 4. 制定記念式典

① 日 時 令和8年3月11日（水） 午後2時30分～午後4時

② 場 所 品川区立豊葉の杜学園 体育館

③ 実施内容  
・制定式典  
・特別記念講演会

④ 講演会講師 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授  
(一社)福祉防災コミュニティ協会 代表理事  
鍵屋一 氏

以上



# しながわ防災区民憲章

災害から私たちの命と暮らしを守るため、自助・共助の重要性を次の世代に引き継いでいくという決意の下、私たち品川区民は、ここに「しながわ防災区民憲章」を定めます。

## 備える

災害はいつ起こるか 分からない  
備えることは 特別なことじゃない  
私は備える 私やあなたを守るため

## あいさつする

いざという時は 地域の人が頼りになる  
小さなつながりが 大きな力になる  
私はあいさつする 地域とつながるため

## 伝える

過去の災害から 多くを学んだ  
どう備えるのか どう助け合うのか  
私は伝える 次の世代に引き継ぐため

## 行動する

力を合わせて 防災力を高めよう  
訓練に参加して 地域とつながろう  
私たちは行動する とともに乗り越えるため

令和8年3月11日制定

## 案

## 「しながわ防災区民憲章」

## 行動指針

品川区は、臨海部と台地のほかに、区内を目黒川と立会川が流れています。令和7年9月11日の豪雨では立会川が氾濫するなど、地震だけではなく、風水害への対策も必要です。品川・大崎・大井・荏原・八潮の5地区それぞれの地域特性に応じた災害対策を進めましょう。

## ●備える

## 災害はいつ起こるか 分からない

災害はいつ、どのように発生するのか誰にも分かりませんが、備えることはできます。また、防災に関する知識を学ぶことも非常に重要です。備えと防災に対する学びを積極的に行いましょう。

## 備えることは 特別なことじゃない

在宅避難ができるように、家具の転倒防止や1週間分の備蓄を行いましょう。食品や生活用品を少し多めに買い置きする「ローリングストック」により、無理なく備蓄することができます。また、散歩しながら避難経路や街頭の消火器などの場所を確認しましょう。

## 私は備える 私やあなたを守るため

誰にでも、命を守りたい「あなた」がいます。家族やパートナー、ペットなど、人それぞれです。自分だけではなく、大切な「あなた」も守るため、備えましょう。

## ●あいさつする

## いざという時は 地域の人頼りになる

災害が発生した時、まず助けの手を差し伸べることができるのは、隣近所の地域の人たちです。防災訓練などの町会・自治会の活動に参加して、日頃から地域とつながりましょう。

## 小さなつながりが 大きな力になる

## 私はあいさつする 地域とつながるため

平成28年熊本地震では、日頃あいさつしかしていなかった住民同士が、災害時には助け合う関係になったといわれています。まずは小さなつながりである「あいさつ」から始めることで、地域とのつながりを深めていきましょう。

## ●伝える

### 過去の災害から 多くを学んだ どう備えるのか どう助け合うのか

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震などの日本各地で発生した大地震のほか、令和元年の東日本台風や令和7年9月11日の豪雨などの区内に被害をもたらした風水害も含め、改めて過去の災害から多くの教訓を学びましょう。

### 私は伝える 次の世代に引き継ぐため

過去の災害から学んだ教訓を次の災害に生かすために重要なことは、子どもたちなど次の世代へ教訓を引き継ぐことです。そのために、教育やイベントなどを通じて、防災の知識だけではなく、自分で考え、行動できるように伝えていきましょう。

## ●行動する

### 力を合わせて 防災力を高めよう

災害対策では、自助・共助・公助の連携が重要です。また、区・区民・防災区民組織・事業者などの様々な主体がそれぞれの責務や努めを認識し、互いに連携・協力しましょう。

### 訓練に参加して 地域とつながろう

様々な主体が連携するため、防災訓練などに参加することから始めましょう。そして、あいさつによる小さなつながりをさらに深め、互いに助け合える関係性を築きましょう。

### 私たちは行動する とともに乗り越えるため

品川区災害対策基本条例に「総力を結集して『しながわの防災力の高度化』を図ることが重要」と示しているように、命を守るために様々な主体がそれぞれの立場から行動することが重要です。一人ひとりが力を合わせて「私たち」みんなが行動し、共に助け合い、命を守り抜きましょう。

しながわ防災区民憲章（素案）

令和8年3月11日制定

東京湾に面した臨海部と、山の手に連なる台地からなる品川区は、地域で力を合わせ  
支えあいながら、産業・交通の拠点として栄えてきました。

災害から私たちの命と暮らしを守るため、自助および共助の重要性を次の世代に引き  
継いでいくという決意の下、私たち品川区民は、ここに「しながわ防災区民憲章」を定  
めます。

備える

災害はいつ起こるか 分からない

備えることは 特別なことじゃない

私やあなたを守るため 私は備える

あいさつする

いざという時は 地域の人が頼りになる

小さなつながりが 大きな力になる

地域とつながるため 私はあいさつする

伝える

過去の災害から 多くを学んだ

どう備えるのか どう助け合うのか

子どもたちを守るため 私は伝える

行動する

力を合わせて 防災力を高めよう

訓練に参加して 地域とつながろう

私たちの品川は 私たちが守る

## 地区防災計画の作成状況について

### 1 地区防災計画とは

一定の地域にお住まいの方々が、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い（共助）についての自発的な防災活動計画です。品川区では、各地区の防災協議会等の単位での作成について、支援を行っております。

地区防災計画の作成支援は品川区地域防災計画で主な対策の要点のひとつとして掲げています。区は、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援します。

#### 【地区防災計画の位置づけ】

##### ▽国レベル

防災基本計画… 全国統一の基本的な防災方針



##### ▽都道府県レベル

東京都地域防災計画… 国の基本計画に基づいた東京都の具体的防災方針



##### ▽自治体レベル

品川区地域防災計画… 東京都の計画に基づいた品川区の具体的防災方針



##### ▽地域レベル

地区防災計画（各地区で作成）… 品川区の計画に基づいた、各地域の実践的な防災計画

#### 【地区防災計画の作成により得られる効果】

- ・ 地区の特性に応じた防災課題が検討される。
- ・ 住民が積極的に参加することで災害時に自発的に行動できる。
- ・ 計画に基づく訓練で実効性が確保される。

### 2 区内での検討状況

#### (1) 八潮地区（防災協議会）

作成時期：令和 6 年 7 月 30 日～令和 8 年 1 月 28 日

※計画は別紙「八潮地区防災計画」のとおり

#### (2) 大井第三地区（防災協議会内作成委員会設置）

作成時期：令和 7 年 8 月 31 日～

# 八潮地区防災計画

自らの身の安全は自ら守る  
自分たちの街は自分たちで守る  
自己完結型の防災を目指す  
防災から減災へ  
暮らしながら備える防災  
要支援者とともに

令和8年3月

品川区防災協議会八潮地区協議会

# 1. 地区の概要

## (1) 地区の特徴

### ①地区の範囲

## 品川区八潮5丁目

### ②地区の社会特性

- 人口： 11,578人（令和7年1月1日現在）
- 世帯数：5,820世帯
- 高齢者人口（65歳以上）が占める割合は36.5%で品川区全体19.6%と比較すると、高齢者（65歳以上）が多く居住している。このことは要支援者（災害発生時、必要な情報の把握や避難生活等に特に配慮する必要がある者）への対応を考慮する必要がある。
- 日中は小さな子供と高齢者の街
- 住民交流の減少
- 自治会組織や防災区民組織が形成されていない

### ③地区の災害リスク

- 高層棟の存在 縦の移動困難
- ライフラインの途絶が予想
- 高齢化率が高い。
- 防災意識の高さは一部の人だけ
- 自治会組織や防災区民組織が形成されていない

## (2) 今後想定される災害

災害種別	想定	対策
首都直下地震	M7クラス(都心南部直下地震) 震度6強  ライフラインの停止(品川区想定) 停電率：21.3% 通信不通回線率：11.0% 上水道断水率：30.2% 下水道被害率：6.4% ガス供給停止率：60.6%	地震による揺れから身を守る 家具固定、 水・食料等の備蓄(7日分以上)
南海トラフ地震	震度5強  津波の発生 品川区 2.38m 立会川河口付近	地震による揺れから身を守る 家具固定

## (3) 地区の過去の災害

災害名称及び 災害発生年月日	災害による被害状況
1992年7月22日	八潮地区全域の大停電
2006年8月14日	送電線の切断による関東地域の停電
2018年9月9日	台風第15号による倒木、冠水
2021年10月13日	停電
2022年2月15日	停電

#### (4) 八潮で想定される災害リスク

リスク要因	想 定	対 策
建物	① ドアが開かない 閉じ込め ② トイレ使用不可 ③ 落下物 けが人発生 ④ 家具転倒 ⑤ 倒木 ⑥ 火事 ⑦ ゴミ増大 ⑧ 水漏れ ⑨ 橋の崩壊 交通遮断 陸の孤島化 ⑩ がけ崩れ 法面崩壊	近助・共助による救出・救護
ライフライン	① 停電 エレベーター停止 水道停止 ② ガス使用不可 マイコンメーター作動 ③ 上下水道不通 ④ 電話不通 ⑤ 情報収集不能 TV、ラジオ、インターネットなど ⑥ スマホ使用不能 家族などと安否不明	SNSの活用 高層難民
病気	① ストレス ② 病人対応 ③ 死者対応 ④ 医薬品不足	見守り
生活	① 食料品不足 ② 外部流入 ③ 外国人 ④ 風評被害	近助・共助
要支援者	高齢者 デイサービス施設での保護 個別避難計画の策定 障がい者 保護者がオープンにしない(隠す) → 対処方法不明 顔を覚える	自治会の貢献大

## 2. 防災と福祉の連携

### (1) 活動目標

寄り添い、支え合いで  
命を守る地域のつながり

### (2) 現状の把握

八潮地区は災害時在宅避難を進めているが、停電によりエレベーターの停止が予想され、エレベーター内に閉じ込め事案が発生するばかりか、「縦の移動」が困難となり、高層難民(孤立化)を生み、高齢者が高齢者を支援せざるを得ない状況となり、二次災害のリスクや災害関連死を招く恐れなど高齢者への十分な配慮が必要となる。

八潮地区は高齢者施設をはじめ、知的障がい者施設や身体障がい者施設など多くの福祉施設が設置されており、災害時における支援を取り入れていく必要がある。

また、保育園4か所、幼稚園1か所、小学校1か所が設置されており、平日日中の災害発生は相当の混乱が生じることも予想できる。

以上のことより八潮地区では防災と福祉の連携を進めていくことが求められる。

### (3) 支援対象者の概念（要配慮者、避難行動要支援者）

社会的孤立が危惧される人

- 危険を察知する能力が無い、または困難な人
- 危険を察知しても適切な行動ができない、または困難な人
- 危険情報を受け取ることができない、または困難な人

■要配慮者の定義■

要配慮者	高齢者 障がい者	避難行動 要支援者	65歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方
			40歳から64歳の方のうち要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯と同居している方
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービス及び地域生活支援事業を受けている方
			上記のほか、地域の中で見守りが必要な高齢者又は障がい者
	乳幼児		
	妊産婦		
病弱者（慢性疾患を有する方等）			
日本語の理解が十分でない外国人			
その他地域で配慮が必要な方			

### (4) 地域ぐるみの支援体制

区民防災組織・自治会  
民生委員  
社会福祉協議会 など

### (5) 要支援者の課題

高齢や障がいなどの要因により、その備えや行動は多くの困難が危惧される → きめ細かな対応方法  
大人も子供も心のケアが必要

## (6) 福祉施設への支援

施設等の利用者(高齢者や障がい者等)への直接支援は困難

施設職員等へのバックアップは可能

例えば、職員への給食、ゴミ出しの手伝いなど

どのようなことが要求され対応可能なのか考慮する必要がある。

そのためにも互いに顔のわかるつきあいが重要となる

→やしおる〜プと協議

やしおる〜プ:八潮地区介護事業所連携推進委員会

### 3. 防災活動

#### (1) 活動目標

防災区民組織の対応力の向上

#### (2) 活動内容

八潮地区防災協議会が企画する総合防災訓練は八潮地区の立地状況や過去の災害経験、想定される災害を想定した訓練とする。

各防災区民組織は、おのおののレベルに合わせ、平常時、発災時、復旧・復興時を想定した訓練を行う。

特に、八潮地区の特性として災害時要支援者への対応を考慮した訓練も検討していく必要がある。

### (3) 八潮地区防災体制

防災体制は次図の体制を基本とする。

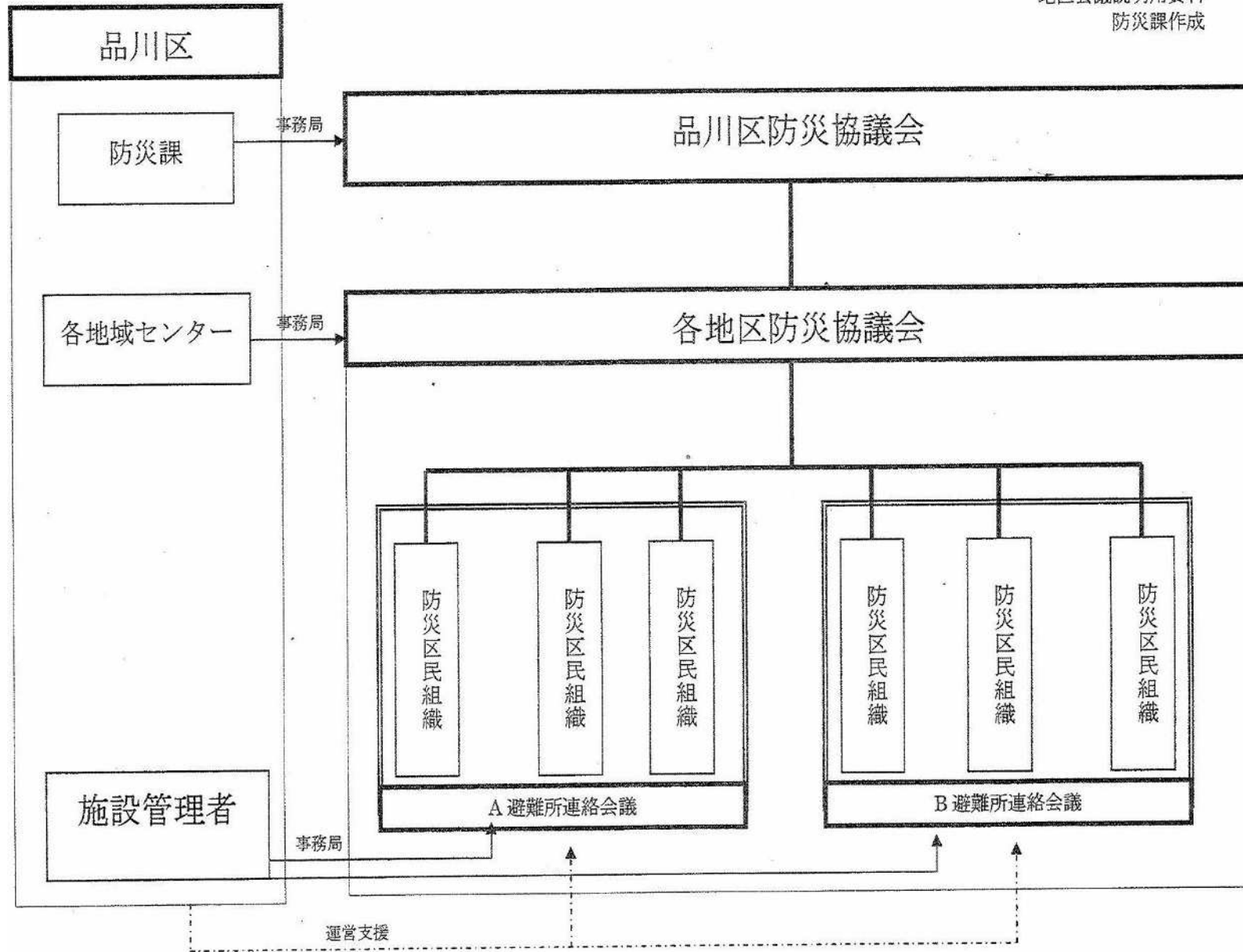
災害時における八潮地区の本部（CMC）を八潮地域センターに置くとともに、本部の運営は八潮地区防災協議会八潮地区協議会役員会がその任につき、八潮内の災害状況の情報収集を行う。

また、区内近隣地域の情報を収集し各関係機関に提供する。

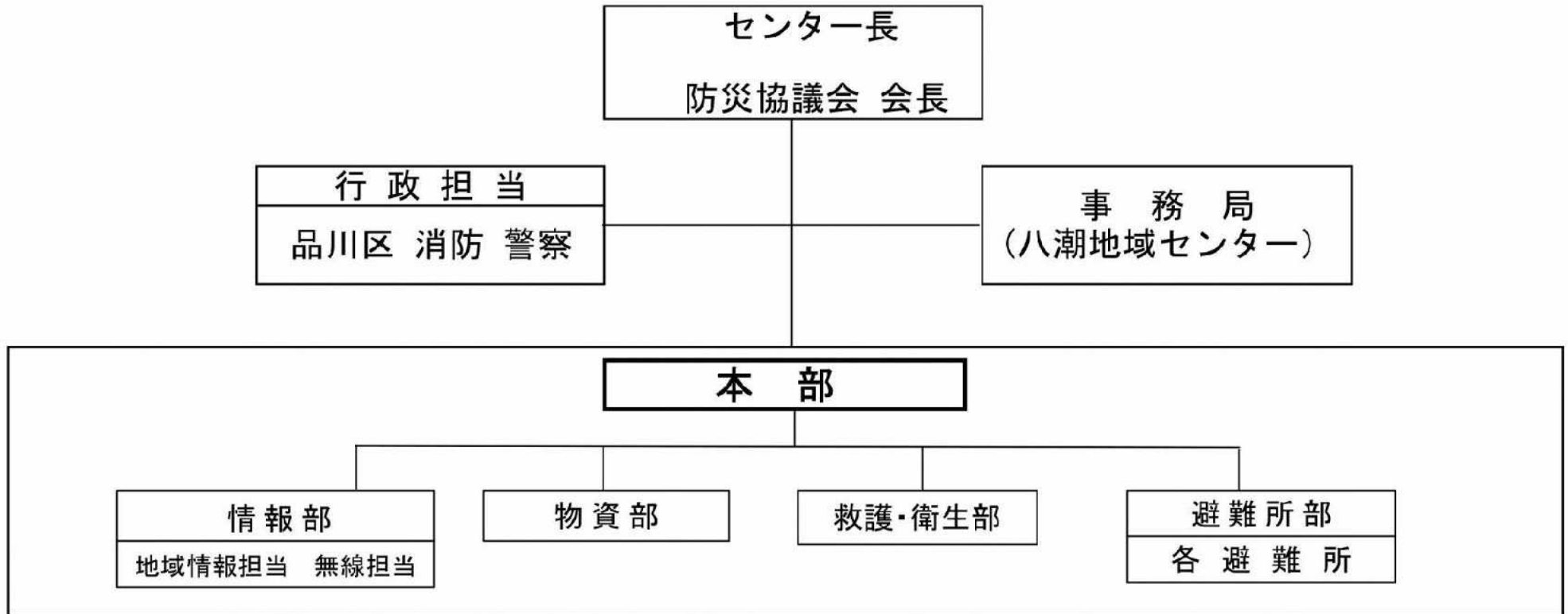
本部体制は別紙のごとくとするが、状況に応じて追加する

# 防災協議会組織図

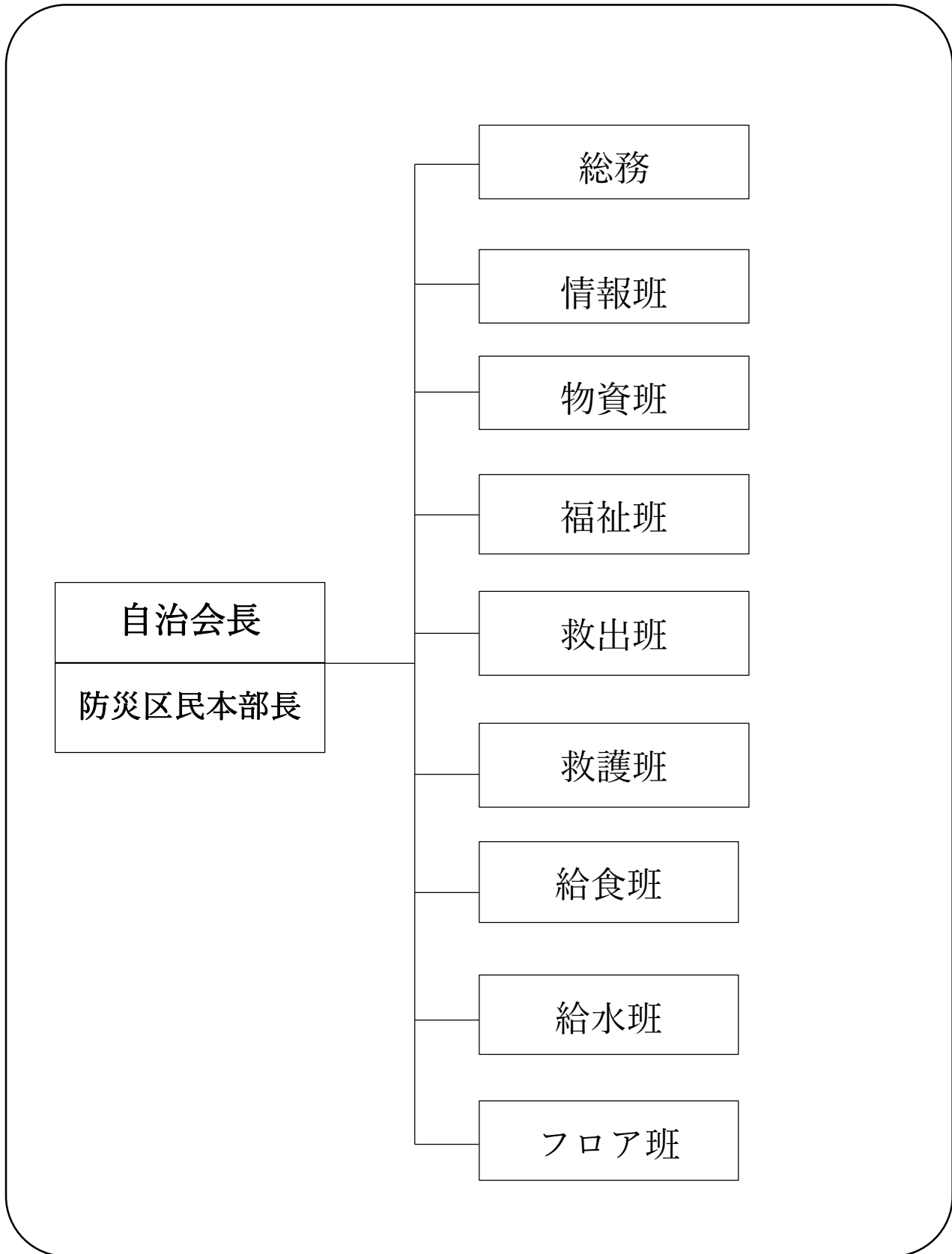
平成25年6月  
地区会議説明用資料  
防災課作成



危機管理センター／CMC (Crisis Management Center)



(4) 活動体制 (例)



(5) 平常時の防災活動

項 目	具体的内容	実施時期
防災区民防災組織の体制整備	緊急時の対応などの体制強化 標準マンション防災スマートシートの研究	通年
防災教育	自助・共助の重要性 備蓄品の準備（7日間分以上） 食料（ローリングストック） 衛生用品 生活用品	通年
情報収取・伝達方法の整備	多様な手段を用いて情報収集 連絡網の構築	通年
支援計画の策定	要援護者の把握	通年
支援物資の受け取り方法等	支援物資の受け取りルール策定	
救命・救護	救命・救護講習の受講（消防・日赤）	
安全教育	家の中の安全対策 ● 家具の転倒防止 ● 家具の配置 ● 飛散防止フィルム	通年
交流	福祉施設との情報交換	通年
避難所	FMB 作成 FMB：ファーストミッションボックス	

## (6) 防災訓練

各防災区民組織・自治会は在宅避難や応急救護を考慮した防災訓練実施するとともに、災害時要支援者対策を図ることとする。

また、毎年秋ごろに実施する「八潮地区総合防災訓練」は八潮地区全自治会・防災区民組織が参加する訓練とし、会場を3か所（北地区・中地区・南地区）に分け、防災・減災の普及・啓蒙を図る訓練とする。

訓練内容は大きく3つに分け、3年に1度のローテーションとして連続同一訓練としない。

情報収集訓練としてアマチュア無線・LINEなどを用いた訓練を行う。

### 1.自治会ごとの防災訓練（自助・共助）

- ①本部設置訓練
- ②在宅避難対応訓練
- ③災害時要配者対応訓練
- ④初期消火訓練
- ⑤応急救護訓練
- ⑥給水・炊き出し訓練
- ⑦情報収集訓練（被害状況等把握）
- ⑧その他

### 2.八潮地区総合防災訓練

- ①防災・減災訓練（防災・減災普及啓蒙）
- ②情報収集訓練（被害状況等把握）
- ③応急救護訓練
- ④その他

(7) 災害時における防災活動

活動名	担 当	活動内容
共助・近助	全員	居住者の安否確認
初期消火	全員	消火できない場合は避難
対策本部設置	自治会長 本部長	防災区民組織参集 参集可能者 標準マンション防災スマート シートの活用
情報収集	自治会長 本部長 防災区民組織	内部情報収集 被害状況確認(人・建物被害) ELV 閉じ込め確認 外部の情報収集
要支援者サポート	全員	要支援者の孤立防止 子供の保護
安全確保	全員	自身の安全
ガスの点検	全員	ガス漏れ・ガス停止の確認
電源を切る	全員	通電火災予防
防犯	自治会	空き巣、窃盗など
炊き出し	自治会	炊き出しの実施
支援	自治会	福祉施設職員へのサポート 食事の提供など

(8) 中長期的な活動予定

課 題	内 容	達成目標・時期
要配慮者支援	要配慮者の把握 日ごろから顔見知り 見守り	
個別配慮計画策定	事前名簿作成	
担い手の育成		
福祉施設	福祉施設間の交流 → 情報の共有 地域との交流	
地区防災計画	地区防災計画に基づいた 訓練の実施 地区防災計画を1年毎の 見直しを図る	PDCA 毎年1 1月

## 4 地区防災タイムライン

### ●防災区民組織タイムライン（地震版） ※震度6弱以上を想定

地区防災のタイムラインとしては、標準・マンション防災スマートシートを活用し対応にあたる。

別紙参照

(1) しながわ防災区民憲章の制定に伴う「総則」の修正

- ・ しながわ防災区民憲章の制定に伴い、本冊本文および別冊資料へ追加。

旧	新
<p>本冊 総則</p> <p>総則-3：前段 品川区の防災力の高度化を図る</p> <p>東日本大震災を契機として、区では災害対策を最重点施策と位置付け、平成 29 年度に地域防災計画の大幅な修正を行った。また、平成 29 年度の修正以降も、災害対策基本法をはじめとした関係法令の改正、都市基盤の整備状況、地域の災害対策の取組みの実情に応じて、小規模な修正を行っている。</p> <p>また、平成 25 年 6 月の災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、災害時の被害を軽減させるべく災害対策における基本理念の明確化や防災に関する取組み、防災体制のさらなる充実が求められることとなった。これを受け、平成 26 年 4 月 1 日に「品川区災害対策基本条例」を施行し、一人ひとりが自らの安全を守るという自助、地域や身近にいる人同士が互いに助け合うという共助、そして、行政が自助および共助を支援し、区民の安全を確保するという公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して、「しながわの防災力の高度化」を図ることとした。</p> <p>さらに、東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震や令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など、全国各地で激甚な災害が頻発し、これらの災害においては、自治体間の広域避難体制による「公助」の重要性や、平常時から災害時にかけての「自助」「共助」の役割の重要性が鮮明となった。</p> <p>この地域防災計画は、災害対策基本条例の基本理念である「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく防災体制や災害対策について、現時点における最新の知見をもとに作成したものである。</p>	<p>本冊 総則</p> <p>総則-3：前段品川区の防災力の高度化を図る</p> <p>東日本大震災を契機として、区では災害対策を最重点施策と位置付け、平成 29 年度に地域防災計画の大幅な修正を行った。また、平成 29 年度の修正以降も、災害対策基本法をはじめとした関係法令の改正、都市基盤の整備状況、地域の災害対策の取組みの実情に応じて、小規模な修正を行っている。</p> <p>(省略)</p> <p>さらに、東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震や令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など、全国各地で激甚な災害が頻発し、これらの災害においては、自治体間の広域避難体制による「公助」の重要性や、平常時から災害時にかけての「自助」「共助」の役割の重要性が鮮明となった。</p> <p>区では、東日本大震災から 15 年という節目の年である令和 8 年 3 月 11 日に、公助の取組と併せ、改めて区民の自助・共助の重要性を区民と共有し、それを次世代へ継承していくことを目指し「しながわ防災区民憲章」を制定した。</p> <p>この地域防災計画は、災害対策基本条例の基本理念である「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく防災体制や災害対策について、現時点における最新の知見をもとに作成したものである。</p>
<p>総則-6：第 2 対策の視点-1 対策を「進める」- (1) 自助、共助の防災対策の充実化</p> <p>区民一人ひとりの防災意識や地域防災力の向上に向け、対策の基本的な考え方を示す。</p> <p>① 区民一人ひとりが防災に対する意識を高め、災害時に適切な行動をとることができるように、防災に係る広報の充実とともに、多様な学習機会の提供方法について検討していく。</p> <p>② 地区居住者等による共助での防災活動を推進するため、平常時から地域コミュニティ活動を支援するとともに、地区防災計画の支援体制を検討し、作成を促進する。</p> <p>③ 避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものとするため、品川区避難支援個別計画書（個別避難計画）の作成を進めるとともに、避難支援等関係者他、支援者の確保に努める。</p>	<p>総則-6：第 2 対策の視点-1 対策を「進める」- (1) 自助、共助の防災対策の充実化</p> <p>区民一人ひとりの防災意識や地域防災力の向上に向け、対策の基本的な考え方を示す。</p> <p>① 区民一人ひとりが防災に対する意識を高め、災害時に適切な行動をとることができるように、防災に係る広報の充実とともに、多様な学習機会の提供方法について検討していく。</p> <p>(②③省略)</p> <p>④ 公助の取組と併せ、自助・共助の重要性を区民と共有し、それを次世代へ継承していくことを目指し「しながわ防災区民憲章」を制定し、その普及に努める。</p>

旧	新
本冊 災害予防（防災・減災）	本冊 災害予防（防災・減災）
予防-29：第2章 区民と地域の防災力向上	予防-29：第2章 区民と地域の防災力向上
<div data-bbox="290 338 1418 396" style="text-align: center;"><b>各対策の要点</b></div> <div data-bbox="290 443 1418 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>対策1 品川区に関わるすべての人の参画</b> ○区、区民、防災区民組織、事業者等は、それぞれの責務のもとで必要となる防災知識を習熟し、積極的な防災活動を推進する。</p> <p><b>対策2 防災意識の高揚</b> <b>第1 防災広報の充実</b> ○区は、災害時の心得、家庭や事業所等における平常時の備えなどについて、印刷物やデジタル技術等を活用して広報活動を行う。</p> <p><b>第2 防災教育、講演会等の充実</b> ○区は、防災区民組織、事業所、学校、保育園、マンション居住者等への防災教室を実施する。また、防災啓発を推進する上で、教育やスポーツ、芸術、福祉、環境といった様々な分野の視点を絡めながら、多様な学習機会を提供する。</p> <p><b>第3 職員に対する防災知識普及</b> ○区は、防災研修を実施し、平常時から職員の防災知識の向上を図る。また、防災訓練を実施し、防災知識の普及啓発を図る。</p> <p><b>第4 しながわ防災体験館の活用</b> ○区は、しながわ防災体験館を防災対策の啓発拠点として活用し、区民の防災意識の向上を図る。</p> </div>	<div data-bbox="1537 338 2594 396" style="text-align: center;"><b>各対策の要点</b></div> <div data-bbox="1537 443 2594 1325" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>対策1 品川区に関わるすべての人の参画</b> ○区、区民、防災区民組織、事業者等は、それぞれの責務のもとで必要となる防災知識を習熟し、積極的な防災活動を推進する。</p> <p><b>対策2 防災意識の高揚</b> <b>第1 防災広報の充実</b> ○区は、災害時の心得、家庭や事業所等における平常時の備えなどについて、印刷物やデジタル技術等を活用して広報活動を行う。</p> <p><b>第2 防災教育、講演会等の充実</b> ○区は、防災区民組織、事業所、学校、保育園、マンション居住者等への防災教室を実施する。また、防災啓発を推進する上で、教育やスポーツ、芸術、福祉、環境といった様々な分野の視点を絡めながら、多様な学習機会を提供する。</p> <p><b>第3 職員に対する防災知識普及</b> ○区は、防災研修を実施し、平常時から職員の防災知識の向上を図る。また、防災訓練を実施し、防災知識の普及啓発を図る。</p> <p><b>第4 しながわ防災体験館の活用</b> ○区は、しながわ防災体験館を防災対策の啓発拠点として活用し、区民の防災意識の向上を図る。</p> <p><b>第5 「しながわ防災区民憲章」の普及</b> ○区は、「しながわ防災区民憲章」を普及することで、区民の防災意識の向上を図る。</p> </div> <p>予防-39：対策2 防災意識の高揚-第5 「しながわ防災区民憲章」</p> <p><b>第5 「しながわ防災区民憲章」</b></p> <div data-bbox="1516 1566 2662 1608" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○区は、「しながわ防災区民憲章」を普及することで、区民の防災意識の向上を図る。</div> <p>区は、「しながわ防災区民憲章」を普及することで、区民一人ひとりの防災意識を高め、公助の取組と併せ、自助・共助の重要性を再認識し、次世代へと引き継いでいく決意について区民とともに共有する。</p>
別冊資料 条例および規則	別冊資料 条例および規則
	「しながわ防災区民憲章」全文および「しながわ防災区民憲章 行動指針」全文を追加

## (2) 「地区防災計画の作成支援」の修正

- ・作成支援および作成状況について更新する。

旧	新
<p data-bbox="231 317 626 348">本冊 災害予防（防災・減災）</p> <p data-bbox="231 386 1249 417">予防-50：第2章区民と地域の防災力向上-対策6 地区防災計画の作成支援</p> <p data-bbox="246 512 914 554"><b>・対策6 地区防災計画の作成支援</b></p> <div data-bbox="270 594 1391 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○区は、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援する。また、地区防災計画を地域防災計画に位置付ける際の検討事項や手順について整理していく。</p></div> <p>地区防災計画は、災害対策基本法において「市町村内の一定の地区内の居住者および当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資および資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画」と定義されている。</p> <p>区では、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援していくこととし、今後、支援内容を検討する。</p> <p>また、地区防災計画を地域防災計画に位置付けるように地区居住者等から提案を受けた場合、必要に応じて地域防災計画に位置付けることとなる。区では、地域防災計画と地区防災計画の整合性の検討、区と地区居住者等との役割分担の検討等、位置付ける際の検討事項や手順について整理していく。</p> <p>区は、防災協議会等と作成地域の検討を行うとともに、地区防災計画の作成を促進していく上で、ガイドとなる冊子等の作成を進める。</p>	<p data-bbox="1469 317 1863 348">本冊 災害予防（防災・減災）</p> <p data-bbox="1469 386 2487 417">予防-50：第2章区民と地域の防災力向上-対策6 地区防災計画の作成支援</p> <p data-bbox="1484 512 2151 554"><b>・対策6 地区防災計画の作成支援</b></p> <div data-bbox="1507 594 2629 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○区は、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援する。また、地区防災計画を地域防災計画に位置付ける際の検討事項や手順について整理していく。</p></div> <p>地区防災計画は、災害対策基本法において「市町村内の一定の地区内の居住者および当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資および資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画」と定義されている。</p> <p>区では、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援していく。<b>支援内容としては、地区防災計画の位置付けや役割等といった、基礎知識の習得に向けた講演やワークショップの実施が挙げられる。</b></p> <p>また、地区防災計画を地域防災計画に位置付けるように地区居住者等から提案を受けた場合、必要に応じて地域防災計画に位置付けることとなる。区では、地域防災計画と地区防災計画の整合性の検討、区と地区居住者等との役割分担の検討等、位置付ける際の検討事項や手順について整理していく。</p> <p>区は、防災協議会等と作成地域の検討を行うとともに、地区防災計画の作成を促進していく上で、ガイドとなる冊子等の作成を進める。</p> <p><b>なお、作成された地区防災計画は、品川区ホームページにて公開する。</b></p> <p><b>[作成状況]</b></p> <p><b>八潮地区防災計画 品川区防災協議会八潮地区協議会 （令和8年3月）</b></p>

(3) 「区民への情報伝達体制」の修正

・令和7年4月より、品川区防災ポータルサイト・アプリを開始したことに伴い、項目を追加する。

旧	新
<p>本冊 災害応急対策</p> <p>応急-78：第4章 情報通信-対策2 区民への情報伝達体</p>	<p>本冊 災害応急対策</p> <p>応急-78：第4章 情報通信-対策2 区民への情報伝達体制</p>
	<p><b>対策1 区民への情報伝達体制</b></p> <p><b>【具体的な取組】</b></p> <p><b>第1 区による災害広報活動</b></p> <p>○区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。</p> <p>○報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。</p> <p><b>1 災害情報の収集</b></p> <p>① 総務部広報報道課は、区災害対策本部の設置と同時に、常時連絡員を区災害対策本部室に派遣し、情報を把握するとともに、検討を行い、報道機関への発表、住民への広報に備える。連絡員は情報の収集にあたり、指令情報部等の関係各部とも緊密な連絡を保ち、発表資料の正確、迅速な把握を期するものとする。</p> <p>② 被災情報管理システムを活用して、区内の被災情報等を収集・集約する。</p> <p>③ 無人航空機（ドローン）を活用し、発災時の被害、避難者の移動・滞留等の情報の可視化を行う。</p> <p><b>2 住民への広報</b></p> <p>住民に対する広報は、デマ・誤報などの防止を図るため、可能なかぎり統一的な内容で広報するものとする。広報事項および内容等の調整は区災害対策本部長が行うものとする。</p> <p><b>(1) 防災行政無線</b></p> <p>地震発生直後に起こる第二次災害とその拡大のおそれがある場合は、区防災行政無線により全区内、または地域ごとの広報活動を行うとともに、同じ内容を音声で聞ける防災行政無線確認ダイヤルによる配信も行う。</p> <hr/> <p><b>(11) 品川区防災ポータルサイト・アプリ</b></p> <p>品川区の防災情報に特化した情報を発信する。</p> <p>災害時は避難情報の発令や避難所の開設、混雑状況など、平時は品川区の防災の取り組み、お知らせなどを閲覧できる。</p>

旧	新
<p>応急-254：第4章 情報通信-対策3 広報・広聴</p>	<p>応急-254：第4章 情報通信-対策3 広報・広聴</p>
	<p><b>対策1 広報・広聴等</b></p> <hr/> <p><b>第1 区による広報活動</b></p> <p>○区は、住民に対する広報に際し、できるかぎり統一的な内容で、多様な手段を用いて広報を行う。</p> <p><b>1 災害情報の収集</b></p> <p>総務部広報報道課は、災害対策本部の設置と同時に、常時連絡員を本部室に派遣し、情報を把握するとともに、検討を行い、報道機関への発表、住民への広報に備える。連絡員は情報の収集にあたり、指令情報部等の関係各部とも緊密な連絡を保ち、発表資料の正確、迅速な把握を期するものとする。</p> <p><b>2 住民への広報</b></p> <p>住民に対する広報は、デマ・誤報などの防止を図るため、できるかぎり統一的な内容で広報するものとする。広報事項および内容等の調整は本部長が行うものとする。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>災害発生直後に起こる第二次災害とその拡大のおそれがある場合は、区防災行政無線の固定系により全区内、または地域ごとの広報活動を行う。</p> <hr/> <p>(11) 品川区防災ポータルサイト・アプリ</p> <p>品川区の防災情報に特化した情報を発信する。</p> <p>災害時は避難情報の発令や避難所の開設、混雑状況など、平時は品川区の防災の取り組み、お知らせなどを閲覧できる。</p>

#### (4) 土砂災害（特別）警戒区域の修正

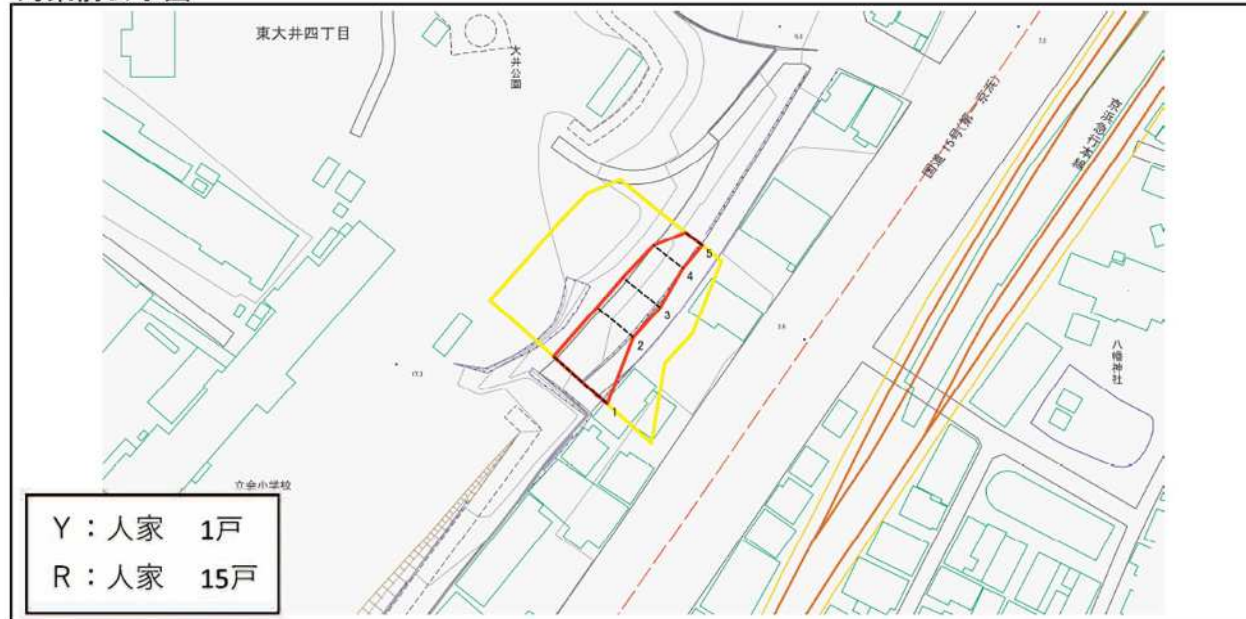
- ・用語の統一に伴う、文章の削除。
- ・令和7年3月19日告示 東大井3丁目、東大井4丁目で土砂災害警戒区域および特別警戒区域が解除。

旧	新
<p>本冊 災害予防（防災・減災）</p> <p>予防-17：第1章総則-対策2風水害-第1計画の前提とする災害-2被害想定</p>	<p>本冊 災害予防（防災・減災）</p> <p>予防-17：第1章総則-対策2風水害-第1計画の前提とする災害-2被害想定</p>
<p>(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>昭和44年8月に施行された「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に伴い、都は、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地および近接地と定義している急傾斜地崩壊危険箇所について、品川区内において43箇所を公表している。</p> <p>区では、都公表の急傾斜地崩壊危険箇所43箇所のうち、自然斜面で建物の立地状況等により土砂災害につながるおそれのある6箇所を警戒区域として選定している。</p> <p>(イ) 土砂災害（特別）警戒区域</p> <p>平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に伴い、令和元年9月26日および令和5年6月21日に都が区内50箇所の急傾斜地を土砂災害警戒区域に指定している。そのうち、36箇所を土砂災害特別警戒区域に指定した。指定された範囲については、別冊資料にて示す。</p> <p>【参考】変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大井4丁目 土砂災害警戒区域および特別警戒区域に指定</li> </ul> <p>対策前公示図</p>  <p>Y：人家 61戸 R：人家 0戸</p>	<p>(3) 土砂災害</p> <p>平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に伴い、令和元年9月26日および令和7年3月19日に都が区内48箇所の急傾斜地を土砂災害警戒区域に指定している。そのうち、36箇所を土砂災害特別警戒区域に指定した。指定された範囲については、別冊資料にて示す。</p> <p>【参考】変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大井4丁目 土砂災害警戒区域および特別警戒区域を解除</li> </ul> <p>対策後公示図 (変更範囲を図示)</p> <p>対策施設の新設により斜面要件が消失し、警戒区域及び特別警戒区域の解除</p>  <p>Y：人家 0戸 R：人家 0戸</p>

旧

・東大井4丁目 土砂災害警戒区域および特別警戒区域に指定

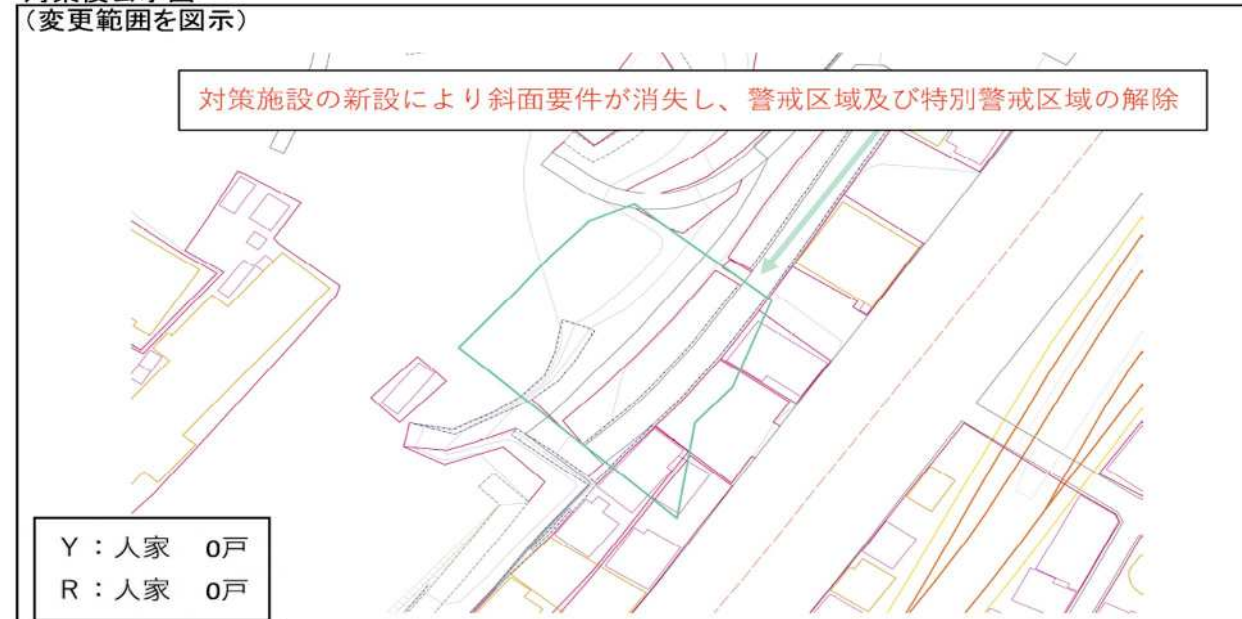
対策前公示図



新

・東大井4丁目 土砂災害警戒区域および特別警戒区域を解除

対策後公示図  
(変更範囲を図示)



・東大井3丁目 土砂災害警戒区域および特別警戒区域に指定

対策前公示図



・東大井3丁目 土砂災害特別警戒区域を解除

対策後公示図  
(変更範囲を図示)



(5) 災害時協定一覧の修正

旧	新																																				
別冊資料 資料編	別冊資料 資料編																																				
資料32：品川区災害時協定一覧（本編 予防-134頁 応急-124頁）	資料32：品川区災害時協定一覧（本編 予防-134頁 応急-124頁）																																				
	<p>(協定廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ささえあホールディングス株式会社 (R8. 3. 13)</li> <li>・ 大崎再開発ビル株式会社 (R8. 3. 31)</li> </ul> <p>(新規締結)</p> <p style="text-align: center;"><b>資料 32 品川区災害時協定一覧（本編 予防-134 頁 応急-124 頁）</b></p> <p style="text-align: right;">(令和8年3月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>協定締結日</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における資機材等の貸与に関する協定</td> <td>パーク 2 4 株式会社</td> <td>令和 7 年 3 月 28 日</td> <td>外部給電器「パワームーバー」、クリーンエネルギー自動車等、乙の保有する車両の貸与</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急用衛生管理物品の優先供給に関する協定</td> <td>東京サラヤ株式会社</td> <td>平成 25 年 9 月 3 日 令和 7 年 5 月 1 日更新</td> <td>衛生管理物資の優先的提供</td> </tr> <tr> <td>災害時における避難所等の衛生・清掃サービス及び資機材の優先供給に関する協力協定</td> <td>株式会社ダスキン</td> <td>令和 7 年 4 月 1 日</td> <td>避難所・公共施設・トイレトラック等における衛生・清掃サービス業務</td> </tr> <tr> <td>災害時における復旧計画策定支援業務に関する協定</td> <td>一般社団法人東京都建築士事務所協会品川支部</td> <td>令和 7 年 4 月 30 日</td> <td>被災した各区有施設の復旧に向けて必要な現地調査、検査、被災度区分判定に係る業務支援、その他協議が整った事項</td> </tr> <tr> <td>品川区と矢祭町との災害時における相互援助に関する協定</td> <td>福島県矢祭町</td> <td>令和 7 年 5 月 14 日</td> <td>応急物資の供給、被災者の一時受入れ、住宅等の提供、職員の派遣、資機材の供給</td> </tr> <tr> <td>品川区と株式会社シンクロ・フードとの災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定</td> <td>株式会社シンクロ・フード</td> <td>令和 7 年 6 月 3 日</td> <td>避難所等における炊き出し</td> </tr> <tr> <td>災害時等における段ボールベッドの供給に関する協定</td> <td>興亜紙業株式会社</td> <td>令和 7 年 7 月 10 日</td> <td>段ボールベッドの供給</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定</td> <td>一般社団法人日本キッチンカー経営審議会</td> <td>令和 7 年 7 月 29 日</td> <td>避難所等における炊き出し</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	協定締結日	協定内容	災害時における資機材等の貸与に関する協定	パーク 2 4 株式会社	令和 7 年 3 月 28 日	外部給電器「パワームーバー」、クリーンエネルギー自動車等、乙の保有する車両の貸与	災害時における応急用衛生管理物品の優先供給に関する協定	東京サラヤ株式会社	平成 25 年 9 月 3 日 令和 7 年 5 月 1 日更新	衛生管理物資の優先的提供	災害時における避難所等の衛生・清掃サービス及び資機材の優先供給に関する協力協定	株式会社ダスキン	令和 7 年 4 月 1 日	避難所・公共施設・トイレトラック等における衛生・清掃サービス業務	災害時における復旧計画策定支援業務に関する協定	一般社団法人東京都建築士事務所協会品川支部	令和 7 年 4 月 30 日	被災した各区有施設の復旧に向けて必要な現地調査、検査、被災度区分判定に係る業務支援、その他協議が整った事項	品川区と矢祭町との災害時における相互援助に関する協定	福島県矢祭町	令和 7 年 5 月 14 日	応急物資の供給、被災者の一時受入れ、住宅等の提供、職員の派遣、資機材の供給	品川区と株式会社シンクロ・フードとの災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	株式会社シンクロ・フード	令和 7 年 6 月 3 日	避難所等における炊き出し	災害時等における段ボールベッドの供給に関する協定	興亜紙業株式会社	令和 7 年 7 月 10 日	段ボールベッドの供給	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	令和 7 年 7 月 29 日	避難所等における炊き出し
協定名	協定先	協定締結日	協定内容																																		
災害時における資機材等の貸与に関する協定	パーク 2 4 株式会社	令和 7 年 3 月 28 日	外部給電器「パワームーバー」、クリーンエネルギー自動車等、乙の保有する車両の貸与																																		
災害時における応急用衛生管理物品の優先供給に関する協定	東京サラヤ株式会社	平成 25 年 9 月 3 日 令和 7 年 5 月 1 日更新	衛生管理物資の優先的提供																																		
災害時における避難所等の衛生・清掃サービス及び資機材の優先供給に関する協力協定	株式会社ダスキン	令和 7 年 4 月 1 日	避難所・公共施設・トイレトラック等における衛生・清掃サービス業務																																		
災害時における復旧計画策定支援業務に関する協定	一般社団法人東京都建築士事務所協会品川支部	令和 7 年 4 月 30 日	被災した各区有施設の復旧に向けて必要な現地調査、検査、被災度区分判定に係る業務支援、その他協議が整った事項																																		
品川区と矢祭町との災害時における相互援助に関する協定	福島県矢祭町	令和 7 年 5 月 14 日	応急物資の供給、被災者の一時受入れ、住宅等の提供、職員の派遣、資機材の供給																																		
品川区と株式会社シンクロ・フードとの災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	株式会社シンクロ・フード	令和 7 年 6 月 3 日	避難所等における炊き出し																																		
災害時等における段ボールベッドの供給に関する協定	興亜紙業株式会社	令和 7 年 7 月 10 日	段ボールベッドの供給																																		
災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	令和 7 年 7 月 29 日	避難所等における炊き出し																																		

旧	新			
	災害時等における無人航空機を活用した支援業務等に関する協定	株式会社 ハミングバード	令和7年9月24日	無人航空機を活用した区内の被害状況調査、測量調査、避難者等の誘導等
	災害時における物資供給等に関する協定	ピジョン株式会社	令和7年10月8日	物資の調達および供給、物資搬送車両の確保
	災害時等における洗濯等の協力に関する協定	HIPSTER株式会社	令和8年1月8日	指定回収バックの提供に関する事、衣類等の収集、運搬、分別、洗濯に関する事
	災害時等における無人航空機を活用した支援業務等に関する協定	一般社団法人日本UAS産業振興協議会(JUIDA)	令和8年2月1日	無人航空機を活用した区内の被害状況調査、測量調査、避難者等の誘導等
	災害時における民間事業者施設の使用に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社	令和8年2月3日	広域避難場所等として使用する 他
<p><b>令和7年度協定締結件数 11件（うち他自治体相互援助協力協定 1件）</b></p>				

## 品川区地域防災計画 その他の修正

令和8年3月時点修正

## ◆品川区地域防災計画（本冊）

## 〈第1編 総則〉

- ・ 計画修正の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総則-13  
年度の修正
- ・ 災害対策本部統制課の位置づけおよび役割の変更・・・・・・・・総則-21、24、予防-127、234  
「2 危機管理監の補佐に関すること。」、  
「4 その他災害業務で他に属しないこと。」を追加

## 〈第2編 災害予防（防災・減災）〉

- ・ 業務継続計画に関する文言修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-13  
「検討を進めている」を「修正を進めている」に変更
- ・ 地震発生による区の配備態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-129  
震度3の配備態勢の削除  
震度5「6km圏内居住職員」を「区内居住職員」に修正  
広報等「品川区民チャンネルトップ」を「ケーブルテレビ品川」に修正、  
「品川区防災ポータル・アプリ」を追加
- ・ 情報通信体制における区の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-141、145  
「緊急地震速報受信機器の配備拡大」を削除
- ・ 無線通信系統図の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-144  
図表2-46 戸別受信機の個数を250局から207局へ変更
- ・ 商店街放送設備との連動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-145  
9商店街から8商店街に修正
- ・ 分散備蓄倉庫数の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-155  
図表2-47 分散備蓄倉庫数を24から25へ変更
- ・ 区民避難所の管理・運営体制の整備の文言修正・・・・・・・・・・予防-175
- ・ 避難所運営組織図の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-177  
図表2-55 避難所運営組織図の修正
- ・ 避難所におけるコロナウイルスにおける対応の削除・・・・・・・・・・予防-178  
コロナウイルスに関する特記削除
- ・ 支援体制づくりに関するコースの変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・予防-185  
しながわ防災学校避難行動要支援者支援コース開設により変更

- ・ 支援体制づくりに関する文言の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-186
- ・ ガイドラインの改訂年度更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-191  
 (平成27年3月) から (令和8年1月改訂) に更新
- ・ 対流者への情報通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-195  
 「無人航空機(ドローン)」の削除
- ・ 地域内輸送拠点の施設整備に関する文章削除・・・・・・・・・・ 予防208
- ・ 更新年月(令和5年7月現在)の削除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-224

### 〈第3編 災害応急対策〉

- ・ 食料の供給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 応急-92  
 キッチンカーを追加
- ・ 避難所におけるコロナウイルスにおける対応の削除・・・・・・・・ 応急-105  
 コロナウイルスに関する特記削除
- ・ 津波の避難における区民の対応に関する文言修正・・・・・・・・ 応急-162
- ・ 被災者支援に関する修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 応急-184  
 「福祉課」を「区」に修正
- ・ 防災気象情報(注意報)の品川区発表基準の修正・・・・・・・・・・ 応急-227
- ・ 水防に関する観測通報システムの修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 応急-231  
 「東京都災害情報システム(DIS)」を「東京都水防災総合情報システム」に修正
- ・ 公用負担に関する根拠条文の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 応急-241  
 水防法「第21条」を「第28条」に修正
- ・ 土砂災害警戒区域の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 応急-260  
 西五反田三丁目および東大井四丁目の追加
- ・ 流出油事故時における各関係機関の対応・・・・・・・・・・ 応急-302
- ・ 図表3-70 自衛隊の「出動」を「派遣」に修正

## 〈全編共通〉

- ・ 誤字の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-15、161、223、応急-112、117
  - 「とこと」を「ところ」に修正
  - 「かえつて」を「かえって」に修正
  - 「しながわ花街道」を「しながわ花海道」に修正
  - 「災害伝言板」を「災害用伝言版」に修正
- ・ 区組織名称の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 総則-21、予防-127、応急-190、265
- ・ 広報手段に関する表記の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-32、129、146、応急-97、163
  - 英字広報「City News SHINAGAWA」の削除
  - 品川区防災ポータル・アプリの追加
  - 避難情報緊急通知コールの追加
- ・ 携帯トイレに関する表記・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予防-192、281
  - 災害時のトイレ確保に向けた備蓄等について、携帯トイレを主たるものとする旨の表記に修正

## ◆品川区地域防災計画（別冊資料）

### 〈資料編〉

- ・ 資料19 土砂災害警戒区域一覧（本冊 予防-67頁）・・・・・・・・・・ p78  
東大井4丁目の2箇所を解除
- ・ 資料25 施設一覧・・・・・・・・・・ p83  
取り壊し済の広町歩道橋を削除
- ・ 資料31 時間外配備態勢動員対象職員（本冊 予防-130頁）・・・・・・・・ p92  
参集職員について補足追加
- ・ 資料33 防災行政無線固定系設置一覧（本冊 予防-143頁）・・・・・・・・ p105  
戸別受信機「250局」を「206局」に修正
- ・ 資料36 緊急地震速報装置設置一覧（本冊 予防-145頁）・・・・・・・・ 削除
- ・ 資料38 主な災害対策用備蓄品一覧（本冊 予防-151頁）・・・・・・・・ p110
- ・ 資料42 備蓄物資の保管場所（本冊 予防-155頁）
- ・ 資料43 一時集合場所・・・・・・・・ p122  
荏原第二地区 荏原七丁目町会の一時集合場所を「小山八幡神社」に修正
- ・ 資料51 緊急医療救護所一覧の修正・・・・・・・・ p159  
「昭和大学」を「昭和医科大学」に修正
- ・ 資料55 津波発生時の避難対象地域（本冊 予防-223頁）・・・・・・・・ p162  
凡例の修正（文言削除）
- ・ 資料57 浸水想定区域等内の要配慮者利用施設一覧・・・・・・・・ p168～  
施設の追加および住所の修正
- ・ 資料83 水防警報の種類、内容および発表基準・・・・・・・・ p201  
「されたり、」を「された場合や、」に修正

## 〈参考資料〉

- ・ 要綱の削除

- 街頭消火器外観点検委託に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p228～

- ・ 要綱および一覧の差し替え

- 品川区における防災区民組織の育成に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ p237～

- 家庭用消火器購入助成要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p276～

- 品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ p285～

- 品川区消防団等補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p323～

- 品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ p341～

- 品川区防災会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p346

- 区施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p351

- 区民集会所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p355

## 令和 7 年度地区総合防災訓練の実施結果について

凡例：一般の参加者促進に向けた取り組み  
 新たな団体と連携した取り組み

地区	日程	会場	参加者数 (前年比)	主な実施内容
品川1	10/19	品川学園	675 (+170)	初期消火訓練、放水訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、煙体験、炊き出し訓練、企業等展示（東京電力、東京サラヤ、トヨタモビリティ東京、警察、消防、清掃事務所）、事業者委託（新聞紙スリッパ作り体験）
品川2	10/26	東海中学校		雨天中止
大崎1	8/2	区民まつり会場 第一日野小学校	373 (-)	初期消火訓練、防災啓発ブース、防災啓発品配布
	6/28	水辺広場	374 (-)	初期消火訓練、救出救助訓練、防災啓発ブース、防災啓発品配布
	7/5	第三日野小学校	434 (-)	初期消火訓練、防災啓発ブース、防災啓発品配布
	7/28	第四日野小学校	313 (-)	初期消火訓練、防災啓発ブース、防災啓発品配布
大崎2	11/2	大崎中学校	327 (-292)	初期消火訓練、放水訓練、応急救護訓練、煙体験、起震車体験、企業等展示（FMしながわ、トヨタ自動車）、事業者委託（災害食試食体験）
大井2	9/27	西大井広場公園 (区民まつり同時開催)	7,074 (+6,529)	初期消火訓練、バケツリレー、煙体験、起震車体験、トイレトラック展示、携帯トイレ啓発、防災クイズ（品川女子学院）、企業等展示（FMしながわ、東京ガス、東京サラヤ、消防、警察）
大井3	9/28	西大井広場公園	556 (+50)	初期消火訓練、放水訓練、応急救護訓練、企業等展示（NTT東日本、NPO法人みんなの会、高知県、東京ガス、東京電力、警察）、事業者委託（防災リュック間違い探し、災害食試食体験）
荏原1	10/26	林試の森公園		雨天中止
荏原2	11/9	第二延山小学校		雨天中止
荏原3	10/19	ひらさん広場 (区民まつり同時開催)	1,759 (+507)	初期消火訓練、放水訓練、煙体験、トイレトラック展示、携帯トイレ啓発、VR体験、防災クイズ（立正大学）、災害食試食体験（子ども食堂）、防災紙芝居、子ども防災コーナー、企業等展示（FMしながわ、消防、建築課）
荏原4	3/7	上神明小学校	-	「えばよん親子で防災運動会」実施予定 事業者委託（防災リュック間違い探し、消火器射的、防災借り物競争、がれき転がし）、携帯トイレ啓発（文教大学附属中学校・高等学校）、煙体験
荏原5	11/2	しながわ中央公園	501 (+32)	初期消火訓練、放水訓練、応急救護訓練、トイレトラック展示、子ども防災コーナー、消防車両展示、企業等展示（FMしながわ、NPO法人みんなの会、建築課）、新聞紙スリッパ作り体験・非常持ち出し袋クイズ（品川女子学院）、事業者委託（防災クイズ、災害食試食体験）
八潮	10/5	①八潮公園多目的広場 ②こみゆにていぶらざ八潮 ③明晴学園 ④八潮地域センター	1,275 (-33)	①八潮公園多目的広場：応急救護訓練（品川女子学院）、家具転倒防止展示、携帯トイレ啓発 ②こみゆにていぶらざ八潮：初期消火訓練、煙体験訓練、家具転倒防止展示、携帯トイレ啓発 ③明晴学園：起震車体験、トイレトラック展示、企業等展示（水道局、東京熱供給㈱、FMしながわ、ケーブルテレビ品川）、家具転倒防止展示、携帯トイレ啓発、親子体験 ④八潮地域センター：応急救護訓練、消防車両展示、情報伝達訓練
合 計			13,661 (6,436)	

※参加者数：大崎1・荏原3は、防災訓練参加者数のみを計上。大井2は、防災訓練および区民まつりの参加者数の合計。

## 9月11日の大雨について

### 1 経過

9月11日（木）

- 14時45分 「目黒川氾濫危険情報」発表  
災害対策本部 設置
- 14時53分 「大雨警報（浸水害）および洪水警報」 発表
- 14時53分 目黒川警戒水位 サイレン吹鳴
- 14時58分 立会川警戒水位 サイレン吹鳴
- 15時02分 立会川危険水位 サイレン吹鳴
- 15時28分 「立会川氾濫発生情報」発表
- 15時40分 「大雨警報（土砂災害）」発表
- 15時42分 「緊急安全確保（立会川氾濫）」を発令
- 15時50分 「土砂災害警戒情報」発表
- 16時02分 土砂災害指定避難場所（5か所）開設準備
- 17時40分 被害状況調査開始
- 17時47分 土砂災害指定避難場所開設完了
- 18時30分 土砂災害警戒情報 解除
- 19時22分 大雨警報（浸水害・土砂災害）および洪水警報解除、大雨注意報（浸水害・土砂災害）発表
- 20時43分 土砂災害指定避難場所閉鎖

9月12日（金）

- 03時06分 大雨注意報（浸水害・土砂災害）解除

### 2 主な被害状況（2月20日15時現在） ※別紙1・2のとおり

- (1) 人的被害 なし
- (2) 浸水被害 床上浸水513件、床下浸水308件、事業所等359件
- (3) その他被害 道路冠水、道路損傷、倒木、マンホール蓋外れ等（区内全域で発生）

### 3 主な対応状況

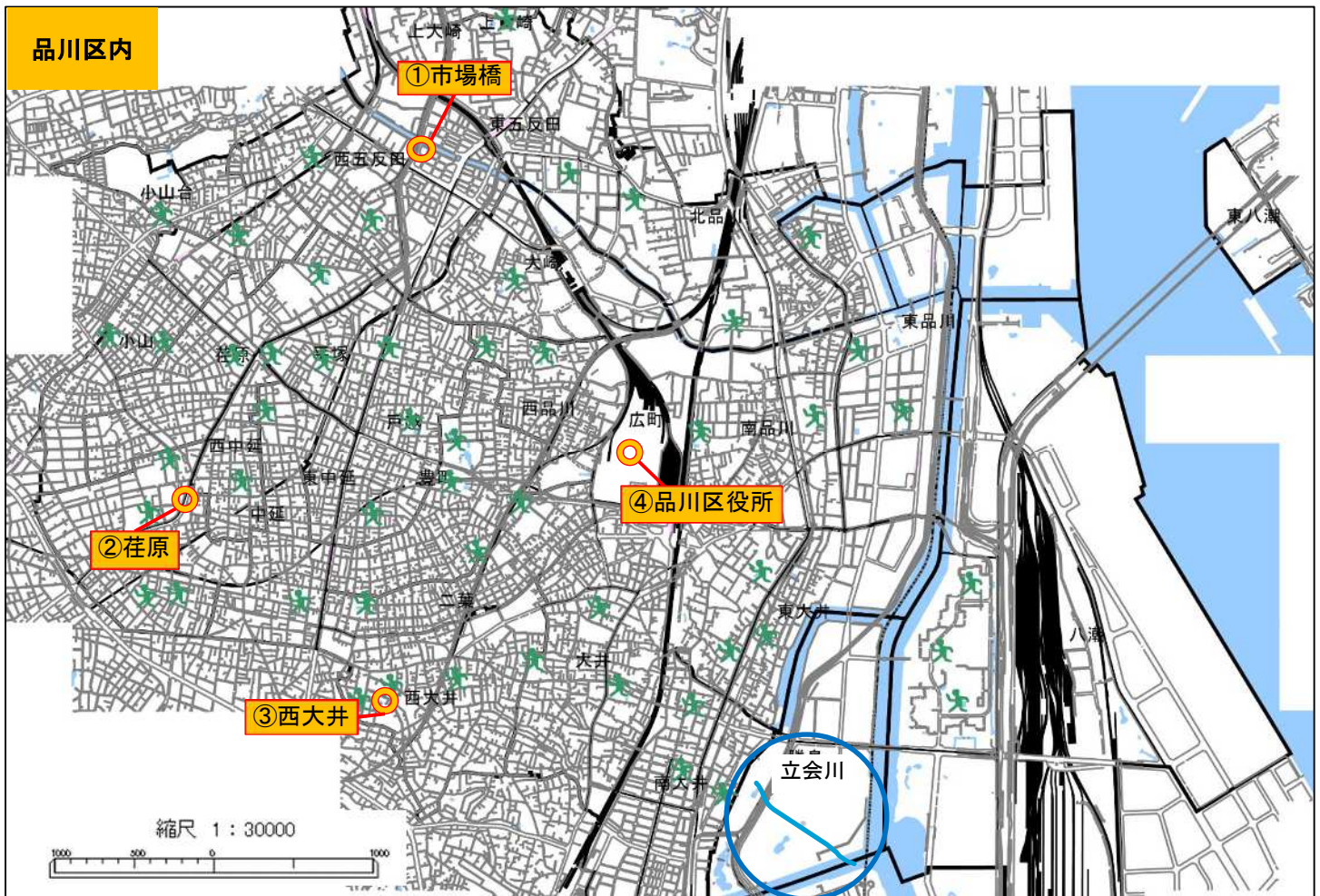
- (1) 罹災・被災証明の発行状況
  - ・罹災証明書 222件
  - ・被災証明書 57件
- (2) 排水ポンプの対応状況
  - ・貸し出し 14件
- (3) 消毒の対応状況（生活衛生課）
  - ・電話・窓口受付等 383件

- (4) 災害ごみの対応状況
- ・受付件数 667 件
  - ・収集量 138.13 トン
- (5) 土砂災害指定避難場所 5 ヲ所の開設（避難者数）
- |             |       |
|-------------|-------|
| 品川学園        | （0 人） |
| 御殿山小学校      | （0 人） |
| 立会小学校       | （2 人） |
| 第三日野小学校     | （0 人） |
| 上大崎シルバーセンター | （0 人） |
- (6) 広報活動の実施
- 区ホームページ・品川区防災ポータルおよびアプリ・SNS による災害情報や被災された方への支援を周知
- (7) その他支援
- ・見舞金の支給
  - ・大雨被害に関する特別法律相談会の実施（東京三弁護士会）
  - ・事業者への支援
  - ・高齢者や障害者世帯等へのボランティア派遣

#### 4 区の実組み

- (1) 止水板（防水板）設置等助成の拡充
- より多くの方に止水板を活用していただけるよう、助成額の引き上げや、助成対象を区内全域とするなど制度を拡充。
- (2) 溢水防止板の増設（立会川）
- 河川からの溢水を抑えるため、立会川鉄橋と立会川橋付近の溢水防止板の増設や、未施工区間への設置を行う。
- (3) 「暫定貯留施設」都知事に緊急の申し入れ
- 区長より都知事に対し、浸水被害の軽減策として、立会川の「暫定貯留施設」の容量拡大について緊急の申し入れを行い、東京都より、できる限り早期に「容量倍増」し対応するとの回答を得た。

気象データ（令和 7 年 9 月 11 日 14 時～24 時）

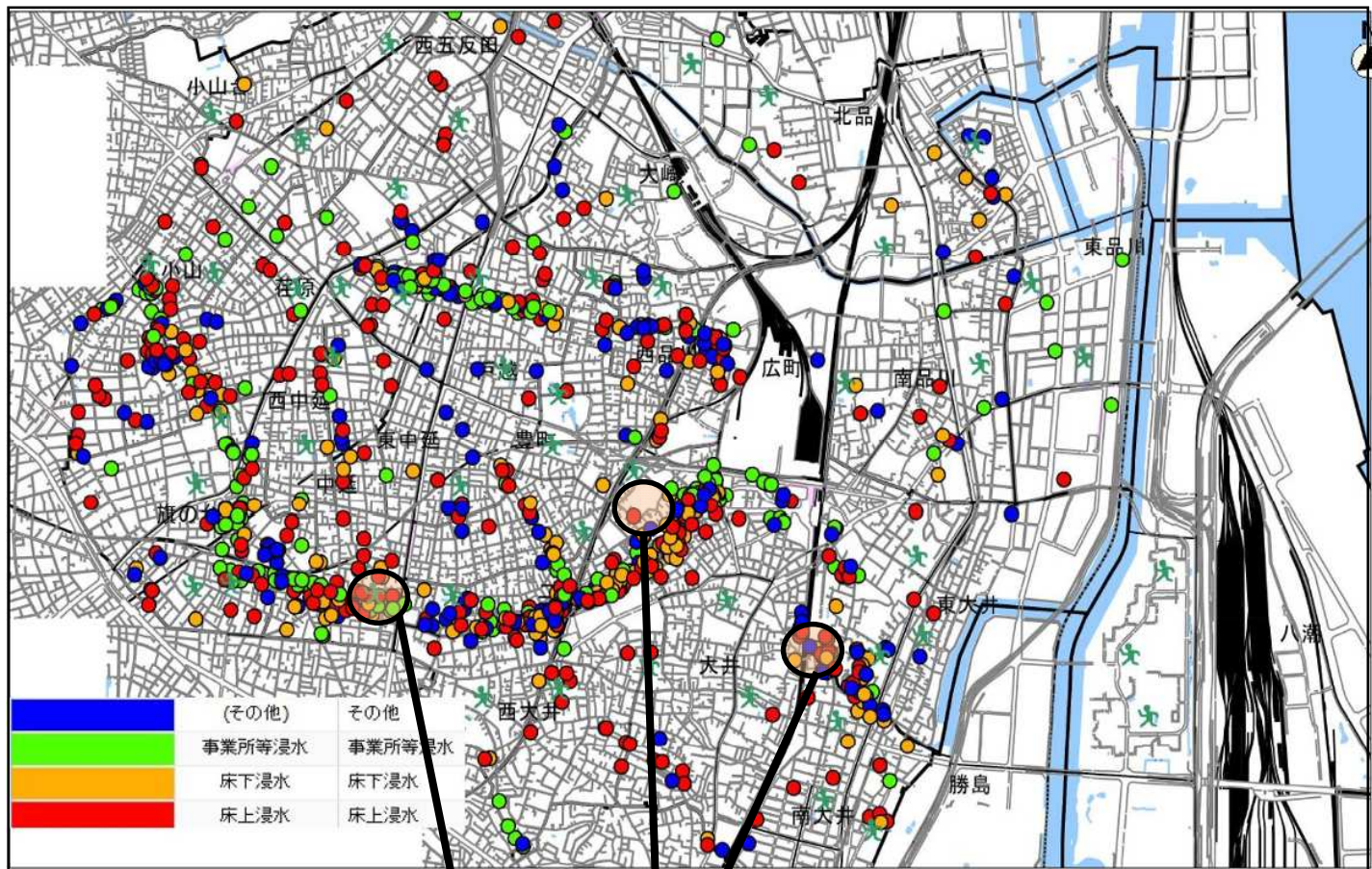


日時	①市場橋		②荏原		③西大井		④品川区役所	
	1時間雨量 (mm)	日積算雨量 (mm)	1時間雨量 (mm)	日積算雨量 (mm)	1時間雨量 (mm)	日積算雨量 (mm)	1時間雨量 (mm)	日積算雨量 (mm)
2025/9/11 14:00	2	2	2	2	2	2	1	1
15:00	47.5	49.5	55.5	57.5	23.5	25.5	21	22
16:00	56	105.5	76.5	134	68	93.5	63	85
17:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
18:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
19:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
20:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
21:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
22:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
23:00	0	105.5	0	134	0	93.5	0	85
00:00	0	105.5	0	134	0.5	94	0.5	85.5

最高値（1時間雨量）	93.0	126.5	85.0	81.5
最高値（日積算雨量）	105.5	134.0	94.0	85.5

出典：日本気象協会 区が管理する雨量計の設置場所における観測データ

被害区域図



出典：国土地理院 基盤地図情報

縮尺 1 : 30000

丸印...主な浸水地点  
【被害件数】(2月20日15時現在)  
床上浸水513件、床下浸水308件  
事業所等359件

西大井



立会川橋



広町～大井



## 「LINE 避難者把握システム」の導入について

### 1 背景・目的

これまで被災地では、避難所の入退室管理は紙で行われてきたため、下記の問題が指摘されていた。

- (1) 避難所運営者の膨大な事務処理負担
- (2) 紙管理に伴う避難者の個人情報保護の問題

また、在宅避難を行っている避難者の把握ができず、物資等を正確に配布することが難しかった。

そのため、これらの課題を解決するため、区では LINE を活用した避難者把握システムの導入を進める。

### 2 システム概要

品川区公式 LINE と友達追加を行い、名前・住所等の個人情報を事前に登録する。

避難所へ避難した際は、発行した QR コードを受付で提示し、受付ではスマートフォンなどで読み取りを行う。

これにより、避難所への入所が終わり、避難者名簿が作成される。

在宅避難を行っている場合は別途在宅避難者用のアンケートに回答する。



### 3 現在までの実績

8月31日 延山小学校での実証実験

結果 紙受付：13分32秒

LINE 受付：4分16秒

《約70%の短縮》

12月6日 区内一斉防災訓練での実証実験（御殿山小学校・延山小学校）

1月28日 八潮地区での在宅避難者向け実証実験

### 4 今後のスケジュール

3月ごろ 公的個人認証サービス検証開始

4月以降 防災協議会総会での説明後、各避難所連絡会議で報告  
その後リリース予定

# 感震ブレーカーの設置促進で地域の防災力強化

## ～災害時の通電火災を抑制～

事業名 感震ブレーカー普及事業

予算額 32,728千円

### 背景・目的

区は平成28年度から、災害時の通電火災の発生を抑制するため、木造密集地域への感震ブレーカーの普及に取り組んでおり、令和6年度には補助対象を区内全域の木造住宅に拡大し、補助額を拡充した。

令和8年度より、さらに普及を進めるべく指定地区の補助対象を拡大する。

### POINT

- 特に火災リスクが高いと国が指定した重点地区において、木造・非木造を問わず感震ブレーカー設置補助を強化
- 分電盤タイプは一般世帯で5/6、高齢・障害者世帯等で7/8を補助
- アース付コンセント型は全世帯全額補助(上限3万円)

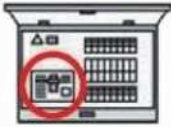
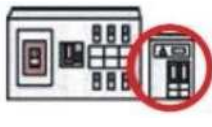

## 事業概要

### 1. 重点地区を指定した感震ブレーカーの設置促進

令和8年度から、特に火災リスクが高いと国が指定した重点地区において、木造・非木造を問わず感震ブレーカーの設置補助を強化することで、災害時の通電火災の発生を抑制する。併せて、普及啓発や普及率調査を実施する。

### 2. 感震ブレーカー設置補助の継続

その他の地区についても、これまで同様(下表)の、補助を行うことで、防災力強化につなげる。

タイプ	一括遮断型(屋内すべての機器を遮断可能)		
種類	分電盤(内蔵型)	分電盤(接続型)	アース付コンセント型
イメージ			
補助内容	【一般世帯】 申請額の5/6(上限8万円) 【高齢者・障害者等世帯】 申請額の7/8(上限10万円)		【全世帯共通】 申請額の全額 (上限3万円)

# 避難所の運営体制の強化・避難者の環境改善

**事業名** 避難所初動・受付対応、衛生環境改善事業

**予算額** 41,246千円

## 背景・目的

令和6年度に改定した避難所運営マニュアルをもとに、令和7年度は各避難所での運用方法を具体化した。令和8年度は初動対応の課題解決と避難者受付のDXに取り組み、避難者支援を充実させる。

併せて、老朽化した簡易トイレを専用テント付きのトイレに入れ替え、避難者の衛生面と安全面を確保した避難所運営を実現する。

## POINT

- 開設キットや、避難者把握システムの導入により初動対応を円滑化
- 避難者の衛生面・安全面の改善

## 事業概要

避難所の開設・運営等を円滑に実施するため、避難所開設キットを導入し、初動対応を確立するとともに、LINEを活用した避難者受付を実施する。また、トイレの衛生面・安全面を改善するため、すでに備蓄している簡易トイレを、テント付簡易トイレへ見直し、避難者支援を強化する。

### 1. 避難所開設キット導入

すべての避難所で本部の立ち上げや避難者受付など、項目ごとに分類した手順書を導入することで、誰でも簡単に避難所の開設ができ、初動の混乱を抑える。



### 2. LINEによる避難者情報の把握

LINEを活用した避難者の把握を避難所で導入するとともに、マイナンバーとの連携を図る。また、在宅避難者への把握支援も継続的に進めていく。



### 3. 簡易トイレ(580セット)の整備

既存の簡易トイレの耐用年数経過に伴い、専用テント付の製品に見直し、場所を問わずトイレの設置を可能とし、避難者の衛生面・安全面を確保する。



# しながわ防災区民憲章の制定

## ～自助・共助の重要性を次世代へ継承～

事業名 しながわ防災区民憲章の啓発 **新規**

予算額 5,883千円

### 背景・目的

過去の震災の教訓に学び、区民一人ひとりが自助・共助の重要性を再認識し、次の世代へと引き継いでいく決意を、改めて区民と共有するため、東日本大震災から15年を迎える令和8年3月11日に「しながわ防災区民憲章」を制定する。

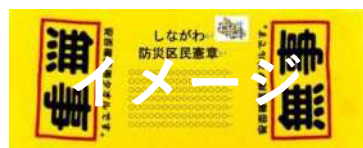
### POINT

- 東日本大震災から15年の節目に、都内自治体として初となる防災憲章の制定
- 「備える」「あいさつする」「伝える」「行動する」を柱に据え、次世代へと引き継いでいく決意を明文化
- 啓発用の「安否確認タオル」を配布し、区民に「共助」の取組を周知

## 事業概要

### 1. 防災訓練等での憲章の唱和と安否確認タオルの配布

- ・防災訓練等で憲章を唱和するなど、日頃の地域活動の中で憲章に触れる機会を創出することで、区民一人ひとりに憲章の理念を自分ごととして捉えてもらう。
- ・安否確認タオルを配布することで、見守り・声かけなどの「共助」の取組を促進する。



### 2. 岩手県宮古市(災害時相互援助協定先)での区職員向け研修の実施

- ・職員向けの研修を、東日本大震災の実際の被災地である岩手県宮古市において実施することで、全庁体制による災害対応の重要性を職員に再認識させ、区の災害対応力の強化につなげる。
- ・協定先自治体との連携を深めることで、災害時の相互援助体制を強化する。



【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】  
～施設・学校・企業・自治体等の防災担当者の方へ～

## 令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

防災気象情報  
いつ逃げる？  
**レベルで判断！**  
避難の判断がよりしやすく

情報名称などが大きく変わるため、  
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

【一覽表】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

**POINT!** 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」  
→ (新)「レベル3大雨警報」

警戒レベル3（高齢者等避難）に相当

**POINT!** 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】

(旧)「洪水警報」  
→【洪水予報河川※】 (新)「レベル3氾濫警報」  
→【洪水予報河川以外の河川】 (新)「レベル3大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。

※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川

**POINT!** 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」  
→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

**CHECK!** 線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。

【変更例】

(旧)「顕著な大雨に関する気象情報」  
→ (新)「気象防災速報（線状降水帯発生）」

(旧)「記録的短時間大雨情報」  
→ (新)「気象防災速報（記録的短時間大雨）」



〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9  
電話：03-6758-3900  
FAX：03-3434-9086（耳の不自由な方向け）



詳しくはこちら

# 避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～  
1日前

## レベル1 早期注意情報

- ・災害への心構えを一段高める
- ・職員の連絡体制を確認する

半日～  
数時間前

## レベル2 注意報

- ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

数時間～  
3時間前

## レベル3 警報

- ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- ・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

## レベル4 危険警報

- ・**危険な場所から全員避難する**
- ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

## レベル5 特別警報

- ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 災害の情報、 どう受け取る？



警報・注意報や気象防災速報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。



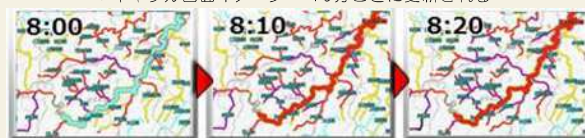
## このあとどうなる？ をチェックしよう

警報等の情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報（明日までの警報等の見通し）などを、気象庁ホームページで確認してください。



キキクル 検索

▼キキクル画面イメージ 10分ごとに更新される



▼時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2024年09月02日 08:00		2024年09月02日 08:00																		
項目	08:00	08:10	08:20	08:30	08:40	08:50	09:00	09:10	09:20	09:30	09:40	09:50	10:00	10:10	10:20	10:30	10:40	10:50	11:00	
1. 警戒区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 避難区域の危険度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 首都直下型地震の被害予想について(内閣府参考)

減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定(平成 27 年 3 月)から 10 年が経過した。同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、中央防災会議防災対策実行会議の下、首都直下地震対策検討ワーキンググループを設置(令和 5 年 12 月)し、防災対策の進捗状況等を踏まえ、被害想定の見直し、新たな防災対策の検討が実施された。

### 1 首都直下地震の人的・物的被害等

#### 【人的被害(最大値)】

- ・死者:約 1.8 万人(関連死者含め最大約 4.1 万人)
- ・避難者:約 480 万人
- ・帰宅困難者:約 840 万人

#### 【建物被害】

- ・全壊・焼失棟数:約 40 万棟

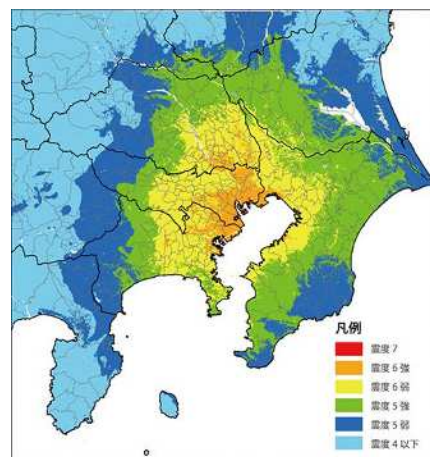
#### 【経済的損害】

- ・経済的被害総額:約 83 兆円

#### 【ライフライン被害等】

- ・停電軒数:約 1,600 万軒
- ・避難所の食料不足(7日間) 約 1,300 万食

想定震度分布(都心南部直下地震)



### 2 基本計画の策定時から主要な被害件数の変化(最大値)

項目	策定時 (2013 年想定)	最新報告 (2025 年報告)	変化率
死者数	約 23,000 人	約 18,000 人	約 2 割減少
全壊・焼失棟数	約 61 万棟	約 40.2 万棟	約 3 割減少
経済被害	約 95 兆円	約 83 兆円	約 1 割減少

#### 【変化の主な要因と特徴】

- ・死者・建物被害の減少: この 10 年余りで進められた住宅の耐震化や、不燃化特区などの延焼防止対策の効果が反映された。
- ・経済被害: 資産価値の上昇やサプライチェーンの複雑化により、建物被害の減少幅に比べ、経済的損失の減少は小幅にとどまっている。

品川区防災会議・国民保護協議会委員の委嘱について

この度、区より委嘱しております一部の品川区防災会議・国民保護協議会委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となります。つきましては、委員の委嘱にかかる承諾または推薦を下記のとおり依頼いたします。

1 委嘱委員名

品川区防災会議委員、品川区国民保護協議会委員

2 委嘱期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

3 回答方法

別途、依頼文および回答様式等をお渡しいたします。

詳細につきましては、そちらをご確認ください。

4 対象者

別紙「品川区防災会議委員・国民保護協議会委員名簿」のとおり

5 その他

(1) 別紙名簿のうち1～29の委員につきましては、変更がございましたらお知らせください。

(2) 区では、男女共同参画のまちづくりの推進を目的に、品川区防災会議・国民保護協議会における女性の割合を40%以上とすることを目標に掲げています。この取り組みにご理解をいただき、女性の委員推薦に格段のご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

ご回答いただきました後、区より新たに委嘱状を送付いたします。なお、昨年度までと委員に変更がない場合も、ご返信いただきますようお願いいたします。

## 品川区防災会議委員・国民保護協議会委員名簿

会長 品川区長 森澤 恭子

区分	No.	委員役職名	任期
指定地方行政機関	1	東京国道事務所長	現職在任中
	2	東京海上保安部次長	現職在任中
自衛隊	3	陸上自衛隊練馬駐屯地第1普通科連隊第1中隊長	現職在任中
の東京 部内 知事 都	4	東京都建設局第二建設事務所長	現職在任中
	5	東京都水道局品川営業所長	現職在任中
	6	東京都下水道局南部下水道事務所長	現職在任中
	7	東京都交通局大門駅務管区長	現職在任中
警視庁	8	警視庁第二方面本部長	現職在任中
	9	東京湾岸警察署長	現職在任中
	10	品川警察署長	現職在任中
	11	大井警察署長	現職在任中
	12	大崎警察署長	現職在任中
	13	荏原警察署長	現職在任中
品川区	14	副区長	現職在任中
	15	副区長	現職在任中
	16	区長室長	現職在任中
	17	地域振興部長	現職在任中
	18	健康推進部長(品川区保健所長兼務)	現職在任中
	19	防災まちづくり部長	現職在任中
	20	災害対策担当部長	現職在任中
教育委員会	21	教育委員会教育長	現職在任中
	22	教育委員会事務局教育次長	現職在任中
東京 消防庁	23	第二消防方面本部長	現職在任中
	24	品川消防署長	現職在任中
	25	大井消防署長	現職在任中
	26	荏原消防署長	現職在任中
消防団長	27	品川消防団長	現職在任中
	28	大井消防団長	現職在任中
	29	荏原消防団長	現職在任中
指定 地方 公共 機関 または 指定 公共 機関	30	日本郵便(株)品川郵便局長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	31	東日本旅客鉄道株式会社大崎駅長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	32	首都高速道路株式会社東京東局副局長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	33	東日本電信電話株式会社東京南支店長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	34	東京電力パワーグリッド株式会社品川支社長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	35	東京ガス(株)東京中支店支店長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	36	東急電鉄株式会社鉄道事業本部運輸部大井町駅長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	37	京浜急行電鉄(株)鉄道本部安全推進部課長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	38	東京モノレール株式会社運輸営業本部営業部浜松町駅長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	39	東京臨海高速鉄道株式会社総務部長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
その他 関係 機関	40	品川第一地区町会・自治会連合会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	41	大崎第一地区町会・自治会連合会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	42	大井第二地区連合会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	43	荏原第五地区連合町会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	44	品川区医師会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	45	荏原医師会理事	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	46	品川歯科医師会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	47	荏原歯科医師会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	48	品川区薬剤師会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	49	東京都柔道整復師会品川支部長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	50	東京都獣医師会品川支部長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	51	品川建設防災協議会会長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	52	(一社)東京都トラック協会品川支部長	令和8年4月1日～令和10年3月31日
	53	株式会社ケーブルテレビ品川代表取締役執行役員社長	令和8年4月1日～令和10年3月31日

(今後打診予定)

・品川港助産師会

・品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会 等